

三朝町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月14日

三朝町長

三朝町規則第13号

三朝町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

三朝町子ども・子育て支援法施行細則（平成27年三朝町規則第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
別表（第9条関係） 保育料表 <table><tr><td>略</td></tr></table> 備考 1～3 略 4 この表における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、 <u>附則第5条の4第5項</u> 、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。 5・6 略	略	別表（第9条関係） 保育料表 <table><tr><td>略</td></tr></table> 備考 1～3 略 4 この表における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、 <u>附則第5条の4第6項</u> 、 <u>附則第5条の4の2第6項</u> 、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。 5・6 略	略
略			
略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。